

千葉県国民健康保険財政安定化基金について

財政安定化基金の特例基金については、国民健康保険法附則第25条の規定により令和6年3月31日を設置期限と定められているところであり、これにより5年度末に廃止される。

このため、現在、特例基金として積み立てられている約23億800万円について、以下のとおり対応を検討する。

1 特例基金の取扱いについて

特例基金を積み立てた事由に応じ、以下の①～③のとおり対応することとしたい。

- ① 激変緩和分 約3,700万円
⇒対応方針：令和5年度の国保事業費納付金算定の減算分として充てる。
- ② 国保広域化等支援基金の残高 約5億7,800万円
※ 平成29年5月11日付け保国発0511第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知により、基金廃止時に財政安定化基金へ繰り入れた分
⇒対応方針：財政安定化基金の財政調整事業分に変更する。
- ③ 財政基盤強化分 約16億9,300万円
※ H29年度に国費により積み立て、H31年度に取り崩されずに各都道府県に残されている。
⇒対応方針：国通知（R4年12月26日付け保国発1226第1号）に従い、以下のとおりとする。
 - ・平成29年度における財政基盤強化分積立額に100分の16を乗じた額は、令和5年度の保険者努力支援制度の財源として活用する。（4億1,000万円）
 - ・残額については、国保特別会計に繰り入れ、県国保特別会計の財源不足が見込まれた場合に執行する。令和5年度中に執行せず、決算剰余金になった場合は、令和6年度に財政安定化基金の財政調整事業分として積み立てる。（12億8,300万円）

2 今後のスケジュール

令和5年9月以降、順次「1 特例基金の取扱いについて」により対応を行う。